会						
議	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 平日昼グループ(要旨)					
名						
Ш	平成19年6月14日(木)	場	所	市役所東館8階	8 0 5 会議室	
時	午前10時~12時					
圧	平日昼グループ 4名(土井、橋本、前川、和田)					
席	職員 1名(武林)					
者						
4	h					

- 1.今後の日程について
 - ・6月30日の全体会議で策定委員会として「中間まとめ」を完成させる
 - ・7月からは意見交換会の準備期間とする。
- 2.「中間まとめたたき台」の確認
 - (1)「はじめに」
 - ・文章として特に問題はないが、「市民意識の高まり」の部分については、市民が何もしないか ら地域が廃れていくというような行政の責任転嫁に利用されないように気をつけたい。
 - (2)「1.条例を制定する意義等について」
 - ・「市民の自立性や自主性」、「市民が主役」というのは理念としては大事だが、文言に書い てしまうと私たち以外の市民に押し付けられている印象を持たれないか心配。
 - ・条例の名称については、提言していきたい。
 - ・「参画」と「協働」を入れたものにしたい。「参画」だけでは、無責任な意見になってし まう。「協働」を入れることで自ら汗を流さないといけない。場合によってはお金を出さ ないといけないので、行動も伴ってくる。

「市民参画と協働の条例」、「市民参画と協働の推進条例」

- (3)「2.市民参画と協働の理念、基本原則等について」
 - ・「市民の総意を結集する」について、すべての人の意識を同じにすることはできないが、合意 形成していく過程が大事である。
 - ・基本原則に「西宮市に隣接する他の自治体、国、国際社会との連携や相互理解を深めな がら市政を行うこと。」を盛り込んでも良いのではないか。
- (4)「3.市民の定義、範囲と関係者の責務について」
 - ・「責務というのは少し厳しい言葉である」という意見があるが、たしかに厳しいように思う。 市民に対しても、市に対しても「努める」というくらいで良いのではないかと思う。
 - ・「努める」では弱い表現である。「しなければならない」のほうが良いのではないかと思う。

(5) 4. 市民参画手続について」

- ・参画の対象としてはこれくらいであると思う。
- ・金銭の徴収(保険料や施設の使用料など)についても市民参画の対象としたほうが良いのでは。ただし、市税については性質が違うので対象外としたほうが良い。

(6)「5. 具体的な参画手法について」

- ・審議会の公募委員の割合など、できるだけ多くの公募委員がいることが好ましい。
- ・市民政策提案制度の仕組みについて、提案できる人数は10人くらいにしてハードルを低く したほうが良いのではないか。ただし、一人での提案は問題がある。
- (7)「6.住民投票について」、「7.市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み」、「8.協働推進のための基盤づくりについて」、については、グループとしてもあまり議論できていない項目なので、今後、意見交換等を通じて検討していく。

(8)「9.コミュニティ活動の推進」

- ・現在でも地域連絡会というのが既にあるが、そこでは、各種団体の代表が集まる場であるため、代表でない人が入れない。(仮称)地区市民協議会では、地域の人が入れるようにしないといけない。
- ・区域は小学校区で、既存の地域団体やその他の団体を含めた協議会にする。また、委員を 公募するなどの新しい方法を取り入れるなど、設立要件をよく検討していかなければならな い。